

令和9年度 鳥獣侵入防止柵の申し込みについて

1 侵入防止柵を設置できる農地

イノシシ又はアマミノクロウサギにより農作物の収量に影響を受けている農地

2 事業対象者（以下のいずれかに該当する者）

①登記名義人

②公的な借地契約を締結している者（借り手）

※注意：未登記のまま、相続人・親族等が農地を使用している場合は上記の①、②に該当しません。

※注意：公的な借地契約とは以下のいずれかの契約です。

- ・農地中間管理事業（農地バンク）による貸借
- ・農地法第3条に基づく貸借
- ・農業経営基盤強化促進法による貸借（農業委員会へ申し出）

3 設置できる侵入防止柵（写真はイメージです）

① 金網柵（イノシシ専用柵）

② 金網柵（イノシシ・アマミノクロウサギ兼用柵）

③ 電気柵（イノシシ専用柵）

④ ワイヤーマッシュ柵（アマミノクロウサギ地際対策用柵）

※④は過去に本事業で設置したイノシシ侵入防止柵に取り付けるアマミノクロウサギ侵入防止も踏まえた地際対策用の柵です。既存柵の設置年度に条件があるため、④を希望の方は申請前に各総合支所へご連絡ください。

①金網柵（イノシシ専用柵）



②金網柵（イノシシ・クロウサギ兼用柵）



③電気柵（イノシシ専用柵）



④ワイヤーマッシュ柵（クロウサギ地際対策）



4 提出書類

No.	提出書類
1	申請書
2	誓約書
3	被害状況等報告書 ※柵の種類に応じて様式が分かれています
4	農地の位置図
5	同意書 ※申請人が登記名義人ではない場合に提出が必要です (農地の一部の登記名義人が異なる場合も同様に必要です) ※同意をもらう相手が登記名義人か相続人かで様式が分かれています
6	農地の被害写真
7	販売証明書類(農作物販売領収書の写し、JA や市場への出荷証明書など)

※隣接しない複数か所の農地に侵入防止柵を設置する場合、「4 農地の位置図」と「6 農地の被害写真」は各農地分を個別に提出してください。

5 申込期限

令和8年10月30日(金) 17時まで

6 提出先(問い合わせ先)

奄美市役所名瀬総合支所(農林水産課: 電話 52-1111 内線 5139)

〃 住用総合支所(産業建設課: 電話 69-2111 内線 2402)

〃 笠利総合支所(農林水産課: 電話 63-1111 内線 3070)

※現地確認などを行う場合があるため、提出及びお問い合わせは、農地のある各総合支所へお願いします。

7 その他留意事項

- 申請人以外の名義の農地に柵を設置する場合は、公的な借地契約と所有者(「登記名義人」や「相続人の過半数」)からの同意等が必要です。
- 侵入防止柵の整備にあたり自己負担が発生する場合があります。
- 予算の範囲内での実施となるため、申し込みをしても必ず侵入防止柵が整備できるとは限りません。
- アマミノクロウサギにより柑橘の幼木が被害を受けるなど、収穫量に影響はないものの、作物の生育に被害が生じている場合等は、別途各総合支所へご連絡ください。